



市議会議員選挙

これから4年間、県政や市政を預ける代表者を選ぶ大切な選挙です。候補者の公約などを確認し、安易に棄権せずに自分の意志で投票しましょう。



詳細はこちら

選挙当日、投票所で投票できない人は 次のいずれかの方法があります

●期日前投票

投票する人はあらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入していただくと受け付けが早く済みますので、ご協力をお願いします。

●不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している人は、その施設内で不在者投票ができます。

※各制度の詳細は、市のホームページをご覧いただき、お問い合わせください

期日前投票所の場所・日程

8月28日からすべての選挙の投票ができます

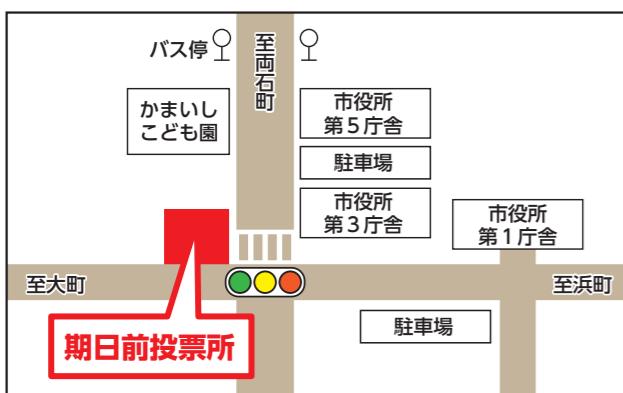
1 市役所第4庁舎1階

【開設期間】

8月18日(金)～9月2日(土) 8時30分～20時

県知事：8月18日～ 県議：8月26日～

市議：8月28日～



2 イオンタウン釜石2階

【開設期間】

8月28日(月)～9月2日(土) 9時～20時



3 移動期日前投票所

日付	時間	場所
8月30日(水)	10時～12時	仙人インフォメーションセンター
	14時～16時	唄貝集会所
8月31日(木)	10時～12時	山谷集会所
	14時～16時	大石地区コミュニティ消防センター
9月1日(金)	11時～12時	栗橋公民館中村分館
	13時～14時	栗橋公民館横内分館
	15時～17時	室浜集会所

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎ 27-8462

投票日時

9月3日(日) 7時～19時

投票できる人 次の2つの条件を満たす人

投票日時点
条件1 18歳以上 (平成17年9月4日以前に生まれた人)

条件2 6月1日までに釜石市に住民登録をしており、その後も引き続き釜石市内に住み、釜石市の選挙人名簿に載っている人

投票所入場券

8月17日以降に発送予定です。入場券を持たずに投票所に来ても、本人と確認できれば投票できますので、投票所係員に申し出てください。

投票の仕方

●県知事 当日は投票したい候補者1人に「○」を付ける記号式ですが、期日前投票期間は候補者の名前を書く自書式です

●県議会議員・市議会議員 自書式です

●次の人には投票場所に注意

【釜石市に転入した人】

・県知事、県議会議員選挙の場合

6月2日以降に県内の市町村から釜石市に転入の届け出をした人は、転入前の住所地での投票になります。

・市議会議員選挙の場合

6月2日以降に釜石市に転入した人は投票できません。

【市内で転居した人】

8月3日以降に届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。

代理投票
・
点字投票

ご自身で投票用紙に記入できない人は投票所係員による代理投票が認められています。目の不自由な人は点字投票ができます。希望する人は投票所係員にお声かけください。声をかけることが難しい人は、投票支援カードを各投票所に用意している他、市のホームページでも公開しています。代理投票を行う場合、ご本人に意思表示をしていただく必要があります。

開票

開票は9月3日(日)20時15分から市民体育館で、県知事、県議会議員、市議会議員の順で行います。